

お知らせ版 やまとたかだ

7 2013年
月号

No.938



街かどズーム

「大きく育ったかな」

今里にある「キッズ農園」で、10組の親子が、玉ねぎとじゃがいもの収穫を行いました。玉ねぎは去年の11月に、じゃがいもは今年の2月に植えました。自分たちが育ててきた野菜がどう実っているのか、みんな不安と期待で胸いっぱいです。

それでは、いよいよ収穫です。

お父さんやお母さんが収穫する姿をまねて、子どもたちも力いっぱい苗を引っ張ります。大きな玉ねぎやじゃがいもが姿を現すたびに、大きな歓声が上がります。

全ての収穫が終わったところ、気付けばもうお昼。がんばった後は、お楽しみのカレーです。自分たちが育てた野菜で作ったカレーは、とてもおいしかったでしょうね。

(キッズ農園：5月25日撮影)

INDEX

- 高田生き活きまつり…………… 1
- 中央公民館「夏休み子ども教室」… 2
- 差別をなくす強調月間イベント… 3
- 個人住民税 / 国民健康保険………… 4～5
- 福祉医療制度 / 後期高齢者医療制度 … 6～8
- 65歳以上の介護保険 …………… 9～10
- ヘルシーライフ…………… 11～12
- 暮らしの案内…………… 13～14
- お知らせ BOX …………… 15～16
- 情報アンテナ…………… 17～18



高田活活まつり

7月19日(金)~21日(日)
・24日(水)
・27日(土)~28日(日)

- ◎さざんかホールプロムナード
- ◎天神橋筋商店街
- ◎さざんかホール

※会場に、駐車場はありません。車での来場はご遠慮ください
※大雨・洪水・暴風の「警報」が発令されたときは中止します



◎ 高田美術協会展

19日(金)~21日(日)
(午前9時~午後5時) ※21日は午後4時まで

◎ 商店街の元気市(天神橋筋商店街)

24日(水) 午前10時~午後4時
●天神地蔵尊特別開帳、花・苗格安販売
●ふるまい(午後2時~) ※先着100名
27日(土)・28日(日)

- あてもん横丁、ミニガレージセール、リサイクルショップ
- 天神地蔵尊特別開帳、花・苗格安販売



◎ パフォーマンス

- 27日(土)
- 市立高田商業高校アカペラ(午後6時~)
 - 南京玉すだれ(午後6時30分~)
- 28日(日)
- 腹話術(午後6時)
 - フラダンス(フラ友の会)(午後6時30分)

◎ 商連サマーフェスティバル

- 27日(土)・28日(日) 午後5時~9時
- 昔なつかしゲーム(輪投げ、かたぬき、射的、ヨーヨーつり、コインゲーム他)
 - 昔なつかし食べ物(ミルクせんべいなど)
 - ピアガーデン
 - 世界の味めぐり(模擬店:タコス、唐揚げ、焼き鳥、フランクフルト他)

◎ サマーパーク'13(大和高田商工会議所青年部)

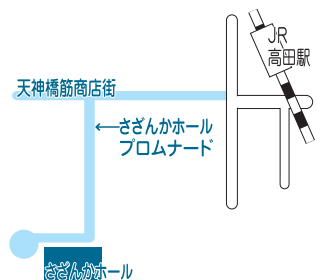
- 27日(土)・28日(日) 午後3時~9時
- 子ども向けブース、TAKADAPPE(かき氷)

◎ 地元市

27日(土)・28日(日)午後3時~9時



会場案内図



〔産業振興課 内線 248〕

中央公民館 『夏休み子ども教室』

《申込方法》※詳しくは、中央公民館(☎22-1315)へ。

往復ハガキに、希望の教室名と必要事項(住所、名前(ふりがな)、学校名、学年、電話番号)を書いて、7月10日(水)(当日消印有効)までに、中央公民館(〒635-0096 西町1-15)へ。

※申込みは、市内在住者のみ。原則1人1教室。

※グループで申し込む人は、1枚の往復ハガキで応募可。

その場合、全員の必要事項を書くこと。

※応募者多数の場合は、抽選。(1枚の往復ハガキ単位での抽選)

「陶芸教室」

- ▷とき 7月30日(火) 午前10時～正午
 - ▷講師 上島 伸五 さん
 - ▷参加費 1人400円
 - ▷対象 小学1～6年生 15名
 - ▷内容 動物やコップ作りなど
 - ▷持ち物 エプロン、タオル、水筒、
 - ▷服装 粘土で汚れてもよい服装
- ※作品は、後日公民館にて受渡しになります

「クッキング教室」

- ▷とき 8月7日(水) 午前10時～午後1時30分
- ▷講師 佐野 幸代 さん
- ▷参加費 1人400円
- ▷対象 小学4～6年生 15名
- ▷内容 コロコロ簡単カレー、とり肉の甘酢ソース、海の幸サラダ、豆乳ゼリー
- ▷持ち物 エプロン、三角巾、フキン、水筒、持ち帰り用容器

「茶道教室」

- ▷とき 7月26日(金) 午前9時30分～午前11時30分
- ▷講師 吉野 さかえ さん
- ▷参加費 1人200円
- ▷対象 4歳児～小学6年生 15名
- ▷内容 お茶のマナーを学びつつ、お茶を味わう

「美術教室」

- ▷とき 8月3日(土) 午前9時～正午
 - ▷講師 畔上 八寿男 さん
 - ▷参加費 1人300円
 - ▷対象 小学1～6年生 15名
 - ▷内容 図画
 - ▷持ち物 水彩えの具セットまたはクレヨン、エンピツ(HB)、水筒
- ※汚れてもよい服装で来てください。

大和高田市立看護専門学校 オープンキャンパス

▷とき 8月1日(木) 午後1時～4時30分

▷ところ 市立看護専門学校
(〒635-0094 磯野北町1-1)

▷対象 本校入学、または看護学校進学希望する、高校3年生や社会人

▷定員 40人程度(先着順)

▷持ち物 ジャージ、タオル、体育館シューズ

▷申込方法 往復はがきに、住所・氏名(ふりがな)・年齢・電話番号・在校名(または出身校名)・オープンキャンパスで知りたいこと、希望する看護体験(第1、2希望)を書いて、市立看護専門学校オープンキャンパス(〒635-0094 磯野北町1-1)へ。

◎希望する看護体験(希望に添えない場合あり)

- ① 血圧測定 ② 車椅子移送 ③ 体位変換
- ④ 妊婦体験 ⑤ 高齢者体験
- ⑥ 沐浴(赤ちゃんのお風呂)

▷申込期間 7月8日(月)～7月16日(火)【当日消印有効】



往復ハガキの書き方

50	〒635-0094	(返信の裏には何も書かないでください)
往復	大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立看護専門学校 オープンキャンパス係	
50	自宅の郵便番号	<<連絡先>> ● 郵便番号 ● 住所 ● 氏名 (ふりがな:必ず) ● 年齢 ● 電話番号 ● 在校名 ● (又は出身高校名) ● オープンキャンパスでどんなことを知りたいか。 ● 希望する看護体験 第1希望、第2希望 (①～⑥より2つ選んでお書きください)
返信	参加希望者 自宅住所(連絡先) 氏名	
(はがきの返送先を記入してください。)		

※参加の可否は、全員に通知します。

※記入した個人情報、本人の許可なく第三者に提供することはありません。

【市立看護専門学校 ☎ 53-2901 内線 5248】

差別をなくす強調月間イベント

◎ 差別をなくす市民集会

▷とき 7月27日(土) 午後1時30分～3時15分

▷ところ さざんかホール(小ホール)

▷講演 「言葉の重み」

▷講師 桂 枝女太さん(落語家)



※駐車場は、JR高田駅西側駐車場(有料)を利用してください。

※託児希望者は、7月19日(金)までに人権施策課へ申し込んでください。

(対象：0歳～就学前)

※手話通訳・要約筆記の準備をしています。



◎ 人権問題啓発ポスター・標語の展示(小・中学生の応募・市優秀作品)

▷とき 7月27日(土)

▷ところ さざんかホール(小ホール前) ※市民集會会場にて展示

◎ 「ミニミニ」原爆展(日本非核宣言自治体協議会)

▷とき 7月1日(月)～12日(金)

▷ところ 市役所1階ロビー

◎ 人権相談

▷とき 7月23日(火) 午後1時～4時

▷ところ 総合福祉会館

▷相談員 葛城人権擁護委員

▷問い合わせ 広報情報課(内線291)

◎ 会館の行事

● 東部人権文化センター(曙町隣保館)

▷とき 7月22日(月)～25日(木)

「人権パネル展」

①人権啓発ポスターと標語

● 西部子ども会館(市場青少年会館)

▷とき 7月29日(月)～31日(水)

「人権パネル展と作品展」

①人権啓発ポスターと標語

②たんぼぼの会の作品展

③習字及び編み物教室作品

● 東雲総合会館

▷とき 7月16日(火)～19日(金)

「人権パネル展」

①人権啓発ポスターと標語

[人権施策課 内線288]

「人権の世紀」を生きる

「人権セミナー21」受講者募集

新しい自分を発見したり、心の視野を広げたり、立ち止まって、自分の生き方を見つめてみませんか。

日	内容	講師(敬称略)
7月23日(火)	「良い人間関係を築くコミュニケーションとは」～聴き方・話し方のコツ～	津村 薫 女性ライフサイクル研究所
8月23日(金)	「障害者虐待防止法の施行と支援の実際」	楠本杉子 社会福祉法人 ちいろば会
9月20日(金)	「貧困を考える」～こどもと野宿者の視点から～	生野武士 野宿者ネットワーク代表
10月24日(木)	「人生・出会い」～親の目、子の芽、地域の眼～	向出佳司 羽衣国際大学教授 日本臨床心理士

※4回受講が基本ですが、1回のみ受講も可能です。

▷時間 午後1時30分～3時30分

▷ところ 市立中央公民館 視聴覚室

※駐車場は、中央公民館北側納税協会駐車場を利用してください。セミナー終了後、閉鎖します。

▷定員 約50名 ※無料

▷申込方法 7月16日(火)までに、電話(☎22-1101 内線279)、FAX(☎52-2801)またはハガキ(〒635-8511 大中100-1)に「人権セミナー21 申込」、住所、氏名、電話番号、希望講座名を書いて、人権施策課へ。

[人権施策課 内線279]

公的個人認証サービスの停止のお知らせ

- (1) 7月29日(月)～30日(火)の間は、市区町村窓口で、電子証明書の発行や失効業務ができません。
- (2) 7月26日(金)午前0時～7月31日(水)午前0時までの間、

JPKIポータルサイト(www.jpki.go.jp)内にあるオンライン窓口を用いた、電子証明書の有効性確認や電子証明書の失効申請をすることができません。

[市民課 内線526・527]

外国人住民の人へ 7月8日から住基ネットの運用を開始

7月8日(月)から、住民票に記載している外国人住民の人についても、住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)の運用が開始されます。また、住民基本台帳カードの交付を受けることができるようになります。

※住基ネットとは?

住民票の基本情報(住所、氏名、性別、生年月日など)を全国の市区町村間でネットワーク化することにより、日本の公的機関で全国共通の本人確認ができるシステムです。

■ 住民票コードをお知らせします

住民票に、11ケタの番号(住民票コード)が付番されます。7月8日(月)以降、住民票コード通知票を郵送し、住民票コードをお知らせします。

※住民票コード通知票は、大切に保管してください。

■ 「住民基本台帳カード」を作ることができます

希望により「住民基本台帳カード」の交付を受けることができます(手数料500円が必要)。

通称名を住民票に登録している場合は、「住民基本台帳カード」にも通称名が記載されます。

※運転免許証、在留カード等、2点以上の提示が必要です。

■ 他市区町村で住民票の写しの請求ができます

大和高田市以外の市区町村でも、自分の住民票の写し(広域交付住民票の写し)の交付が受けられます。

※運転免許証、在留カード等の提示が必要です。

[市民課 内線526・527]

個人住民税 公的年金からの特別徴収制度

「個人住民税の公的年金からの特別徴収制度」とは、公的年金等の所得金額のみを対象に算出された個人住民税額(市民税・県民税)を、公的年金から「天引き」により徴収することをいいます。

公的年金から「天引き」された税金は、年金保険者(日本年金機構等)が、年金受給者に代わり、大和高田市に直接納入します。地方税法(第321条の7の2)の規定により、公的年金等に係る所得から算出された個人住民税は、公的年金から「特別徴収の方法によって徴収するものとする」とされていますので、納税義務者本人の希望により、徴収・納税方法を変更することはできません。

※徴収・納税方法が変わるだけで、税の負担は変わりません。

【平成25年度対象者】

平成25年4月1日現在、満65歳以上の公的年金受給者で、前年中の公的年金等の所得から個人住民税を計算して、納税義務が生じる次の人をいいます。

- (1) 平成21年度から特別徴収を開始され、現在まで継続している人
- (2) 平成25年度(10月支払年金)から、新たに特別徴収を

開始する人

- ① 平成24年4月2日から平成25年4月1日の間に、満65歳になり納税義務が生じた人
- ② 平成24年度は非課税であったが、平成25年度は納税義務が生じた人
- ③ 平成21年度から平成24年度までの間に特別徴収を開始したが、平成24年度中に特別徴収が中止となり、平成25年度に再開する人

※詳しくは、「平成25年度市民税・県民税税額・納税決定通知書」に同封している「平成25年度市民税・県民税のお知らせ」をご覧ください。

【公的年金以外に所得(給与所得・事業所得等)のある人の場合】

公的年金等以外の所得額に対しての税計算は、総所得額から公的年金等所得額を差し引いて算出していますので、重複課税にはなっていません。

当該税額は、給与からの特別徴収または、納付書、口座振替により納税をお願いしています。不明な点等がありましたら、市役所税務課までお問い合わせください。

[税務課市民税係 内線254・259・269]

国民健康保険

認定証・高齢受給者証の有効期限は、7月31日まで

「限度額適用認定証」・「標準負担額減額認定証」が必要な人へ

「限度額適用認定証」・「標準負担額減額認定証」が引き続き必要な人は、8月中旬に保険医療課窓口へ。

入院時食事代の標準負担額

入院時の食事代は、下表の額を被保険者が負担し、残りを「入院時食事療養費」として国保が負担します。

※食事代の一部負担金は、高額療養費を算定する場合の自己負担額には入りません。

種 別		1食の負担金額
一般世帯		260円
非課税世帯 および 低所得者II	90日までの入院	210円
	過去12か月で90日を超える入院 (長期該当)	160円
低所得者I		100円

非課税世帯・低所得II・低所得Iの人には、「標準負担額減額認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を発行します。保険証と印鑑を持って、保険医療課へ申請に来てください。また、90日を超えて入院している人は、上記の認定証と入院が確認できるもの(領収証等)も必要です。※申請があった月の初日から、減額認定されます。ただし、長期該当の場合は、申請月の翌月から長期認定となります。

自己負担限度額(月額)

(70歳以上の人)(75歳になる月のみ、自己負担限度額は国保と後期高齢者医療制度でそれぞれ2分の1ずつ)

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円 ●医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算 ●4回目以降の場合、44,400円
一般	12,000円	44,400円
低所得者II	8,000円	24,600円
低所得者I	8,000円	15,000円

自己負担限度額(月額)

(70歳未満の人)

所得区分	3回目まで	4回目以降
上位所得者 ※基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯の人	150,000円 ●医療費が500,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	83,400円
一般	80,100円 ●医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

過去12か月間に、一つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降は限度額が変わります。保険診療の医療費が高額になっても、限度額適用認定証があれば、自己負担限度額を超えて支払う必要はありません。同一月内に入院分や外来分がある時は、高額療養費の申請をすれば返還される場合があります。

☆低所得者IIとは、・・・70歳以上75歳未満で同一世帯の世帯主および国保加入者が住民税非課税の人

☆低所得者Iとは、・・・70歳以上75歳未満で同一世帯の世帯主および国保加入者が住民税非課税であり、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いた時、0円となる人

国民健康保険高齢受給者証を送ります

8月1日から使用する新しい受給者証を、7月末ごろに送付します。古い受給者証は、8月以降使用できません。

こんな給付があります

療養費の支給

補装具(コルセットなど)の購入や、保険証を持たないで医療機関にかかった時などは、全額負担することになります。

しかし、後日、申請し認められれば、給付割合に応じて払い戻されます。

こんなとき	申請に必要な物
治療用の補装具(コルセットなど)を購入したとき	保険証・医師の意見書(理由書)・領収書・認印
急病などで医療機関に保険証を提示できなかったとき	保険証・診療内容の明細書・領収書・認印
医師が認めた、はり・きゅう・マッサージを受けたとき、骨折・ねんざなどで接骨院にかかったとき(医療機関と同様に一部負担金で施術が受けられる場合あり)	保険証・医師の同意書・施術内容と費用の明細がわかるもの(領収書等)・認印
海外渡航中に国外で治療を受けたとき	保険証・診療内容の明細書・領収書(日本語に翻訳したものも必要)・認印
療養の給付を受けられない輸血のための生血代を負担したとき	保険証・医師の理由書・輸血用生血液受領証明書・血液提供者の領収書・認印

その他の給付

- 出産育児一時金・・・産科医療補償制度に加入の医療機関で分娩の場合42万円、これ以外は39万円
- 葬祭費・・・被保険者が亡くなったとき 3万円
- 移送費・・・医師の指示により入院転院したときなど、移送に要した費用を支給

※次の場合、保険証が使用できません。

健康診断、予防接種、正常な妊娠分娩、歯列矯正、美容整形、業務上のけがや病気など

[保険医療課 国保給付係 内線568]

福祉医療制度 「医療費受給資格証」の有効期限は7月31日です

乳幼児、身障、ひとり親家庭「医療費受給資格証」を持っている人へ

引続き福祉医療を受給できる人には、7月末日までに新しい「受給資格証」を郵送します。なお、窓口交付を希望する人は、7月5日(金)までに申し出てください。

【乳幼児医療】

▷対象者 0歳～就学前の乳幼児(乳幼児の住所が本市にあること)

※医療費受給資格証の更新には、乳幼児を主として養育する人の前年所得の確認が必要です。転入等により大和高田市の公簿で所得確認ができない人は、前住所得証明書の交付を受けて提出してください。未申告の人は、市役所税務課で所得申告を済ませてください。

【児童医療】(※制度について詳しくは、市ホームページへ)

▷対象者 小学生(6歳に達した最初の4月1日から12歳に達した最初の3月31日の間にある人)の入院分医療費を助成します。

※「受給者証」は交付しません。

【心身障害者、ひとり親家庭等医療】

平成25年度(24年中)の所得が条例で定める限度額以下

上の場合は、平成25年8月から平成26年7月まで福祉医療制度の受給資格が喪失し、医療費の助成を受けることができません。福祉医療の受給資格が喪失する人には、7月中旬ごろに通知します。

課税対象外の年金受給者(障害年金、遺族年金等)や所得の無い人も、医療費助成を受けるためには、所得の申告が必要です。申告がまだの人は、市役所税務課で所得申告をしてください。

【心身障害者医療】

▷対象者 身体障害者手帳1級・2級または療育手帳A1、A2を持っている人

▷所得制限

本人、その配偶者及びその[※]扶養義務者で主としてその者の生計を維持するものについて、前年の所得が老齢福祉年金の支給の制限額を超えないこと

扶養親族の数	本人所得	扶養義務者所得
0人	159万5千円未満	628万7千円未満
1人	197万5千円	653万6千円
2人	235万5千円	674万9千円
3人	273万5千円	696万2千円
以降1人につき	38万円加算	21万3千円加算
加算額	●老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 48万円 ●特定扶養親族1人につき 63万円	老人扶養親族1人につき 扶養親族の加算額+6万円

65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している人のうち、心身障害者医療費助成の対象となる障がいを持つ人の「重度心身障害者老人等医療費助成制度」の所得制限限度額も上記と同じです。これにより受給資格が喪失する人及び所得の申告が必要な人には、7月中旬ごろに通知します。

【ひとり親家庭等医療】

▷対象者 ひとり親家庭(母子家庭又は父子家庭)で18歳

(18歳になった最初の3月31日)までの子を持つ父または母親とその子ども

▷所得制限

父又は母及びこれに準じる者、子、子の配偶者及び父又は母及び子の[※]扶養義務者の前年の所得が児童扶養手当法施行令に規定する額未満であること

扶養親族の数	本人所得(父または母・子)	扶養義務者所得
0人	192万円未満	236万円未満
1人	230万円	274万円
2人	268万円	312万円
3人	306万円	350万円
以降1人につき	38万円加算	38万円加算
加算額	●老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 10万円 ●特定扶養親族1人につき 15万円	老人扶養親族1人につき 扶養親族の加算額+6万円

(法令の改正等により基準額が変わる場合があります。)

※扶養義務者・・・直系血族及び兄弟姉妹(民法877条) 受給者と扶養義務者とが同一世帯にある場合、また他の制度において生計維持関係が認められている場合(受給者が社会保険または税法上の被扶養者である場合)は、扶養義務者になります。

〔保険医療課 医療係 内線553〕

後期高齢者医療制度 新しい保険証を送ります

平成25年8月1日から使用する、新しい「後期高齢者医療被保険者証」を、7月15日(月)以降に『簡易書留』で郵送します。この「保険証」は、有効期限が「平成26年7月31日」となっています(保険証の右上に記載)。8月1日以降、医療機関にかかるときは、この「保険証」を提示してください。

有効期限が切れた保険証は、市役所に返却するか、ハサミを入れるなどして、処分してください。

【所得区分】

窓口負担の割合は、1割または3割です。平成25年度課税の収入で、確定します。

3割負担	現役並み所得者	市民税課税所得(各種控除後)が年額145万円以上の人 ※ただし、次の要件に該当する場合は申請により、1割負担になります。 ①同じ世帯に被保険者が1人で、収入が383万円未満。 ②同じ世帯に被保険者が複数で、収入の合計額が520万円未満。 ③同じ世帯に被保険者が1人で収入が383万円以上でも、70～74歳の人がいる場合は、その人の収入を合わせて520万円未満。
	一般	現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰに該当しない人
1割負担	低所得者Ⅱ	同一世帯の全員が、市民税非課税の世帯に属する人
	低所得者Ⅰ	同一世帯の全員が、市民税非課税で、かつ各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円の世帯に属する人 (年金の所得は控除を80万円として計算)

【高額療養費】

平成24年4月診療分から、入院・外来それぞれ1か月に1医療機関での窓口負担額が、下記の金額までになりました。さらに、医療費の1か月分自己負担合計額が下記の限度額を超えた場合、超えた金額が高額療養費として支給されます(※診療月の3～4か月後に、広域連合から、登録している銀行口座へ振り込まれます)。

〔1か月の自己負担限度額〕

世帯の負担区分	外来(個人ごと)	入院+外来(世帯単位) (入院は限度額までの支払になります)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+1% (注1)
一般	12,000円	44,400円
低所得者	Ⅱ	24,600円
	Ⅰ	15,000円

(注1)「+1%」は1か月の総医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%を追加負担

(注2)低所得者Ⅰ・Ⅱ 該当者は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。

【限度額適用・標準負担額減額認定証】

低所得者Ⅰ・Ⅱ(非課税世帯)に該当する人は、申請により『限度額適用・標準負担額減額認定証』を発行します(※申請月の1日から有効)。

現在『減額認定証』を持っている人で、所得申告をして平成25年度住民税非課税世帯の人には、8月1日からの新しい『減額認定証』を、7月末日までに自宅に郵送(普通郵便)します。

【平成25年度 保険料】

保険料は、被保険者1人1人に賦課されます。

均等割額 44,200円	+	所得割額 (総所得金額等 - 330,000円) × 8.1%	=	保険料(年額) <限度額 55万円>
-----------------	---	---------------------------------------	---	-----------------------

※所得割額は、前年所得に基づき算出します

【所得の低い人の軽減措置】

【均等割額の軽減】

世帯主と世帯の被保険者の所得の合計に応じて、均等割額が軽減されます。

世帯の所得の合計	軽減割合
33万円以下	9割 被保険者全員の年金収入が 80万円以下の世帯 (その他各種所得がない場合)
	8.5割 (上記以外)
33万円 + (24万5千円 × 被保険者数 (世帯主を除く)) 以下	5割
33万円 + (35万円 × 被保険者数) 以下	2割

【所得割額の軽減】

被保険者の所得に応じて、所得割額が軽減されます

所得	軽減割合
基礎控除後の総所得金額が58万円以下	5割

* 上記の軽減措置を受けるには、税法上の申告義務のない人（障害年金、遺族年金等受給者や被扶養者及び所得のない人）であっても、市役所で所得の申告を行う必要があります。

【被扶養者であった人の特例措置】

今まで社会保険（健保組合や共済健保等）の被扶養者で、保険料負担がなかった人も保険料を納めることとなりますが、負担軽減のため、次のような軽減措置があります。

○平成25年度は保険料の均等割額が、9割軽減されます（所得割額は課せられません）。

【保険料の支払方法】

平成25年度の保険料は、7月に決定し、7月中旬以降に通知します（7月以降に資格を取得した人は、8月以降、順次通知します）。

特別徴収（年金からの天引き）で、すでに前年度保険料額で仮徴収（4月、6月、8月）している人は、10月からの本徴収時に保険料を調整します。

普通徴収（納付書や口座振替等で納入）の人は、年間保険料を7月から翌年2月までの毎月、8期で納付してください。
※年金額が年額18万円未満の人や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が、年金受給額の2分の1を超える人は、普通徴収となります。

◎平成25年度以降の保険料の支払いを、特別徴収（年金からの天引き）から普通徴収（口座振替のみ）に切り替えることができます。10月以降「特別徴収」を中止するには、7月31日までに保険医療課で手続きをしてください。

<年金天引きから口座振替への変更の注意点>

- 「申出書」と「口座振替依頼書」の提出が必要です。
 - 振替口座の預金通帳、②通帳の届け印、③後期高齢者医療被保険者証を持ってきてください。
- 『世帯主又は配偶者の口座からのお支払い』に変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替で支払った人に適用されます。このため、世帯全体の所得税額や住民税額が少なくなる場合があります。
- これまでの納付状況等から、口座振替への変更が認められない場合があります。

〔保険医療課 保険係 内線583〕

65歳以上の介護保険料

平成25年度の介護保険料

今年度の介護保険料は、7月に決定し、7月中ごろに通知します(7月以降に資格を取得した人は、8月以降、順次通知します)。

65歳以上の人の保険料は、市町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」を基に決まります。

《基準額の決まり方》

大和高田市の基準額
59,520円(年額)

=

市町村で必要な介護
サービスの総費用

×

65歳以上の人の
負担分 21%

÷

市町村の65歳
以上の人数

この基準額を中心に、本人と世帯の課税状況や所得に応じて、次の8段階に分かれます。

◎平成25年度 所得段階別の介護保険料

所得段階	対象となる人	保険料【月額】	保険料【年額】
第1段階	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人	2,480円 (基準額×0.50)	29,760円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	2,480円 (基準額×0.50)	29,760円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない人	3,720円 (基準額×0.75)	44,640円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の人	4,960円 (基準額)	59,520円
第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	6,200円 (基準額×1.25)	74,400円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円未満の人	7,440円 (基準額×1.50)	89,280円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円未満の人	8,680円 (基準額×1.75)	104,160円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	9,920円 (基準額×2.00)	119,040円

介護保険料の納め方

保険料の納め方は、年金額などにより特別徴収と普通徴収の2とおりに分かれます。納め方(特別徴収または普通徴収)を選択することはできません。

〈特別徴収の人〉年金からの天引き

原則として、年金が年額18万円以上の人で、前年度に大和高田市で介護保険料を年金から特別徴収されていた人が、対象になります。

『仮徴収』と『本徴収』

介護保険料の特別徴収は、4・6・8月を『仮徴収』、10・12・2月を『本徴収』として納めます。保険料は前年の所得などに応じて決まりますが、決定するまでは前年度2月の天引き額と同じ額を『仮徴収』として納めます。年間の保険料確定後に、既に仮徴収で納めている額を差し引いた残りの額を『本徴収』として納めます。

また、『仮徴収』と『本徴収』に大きな差が生じないよう、一年を通じてできるだけ均等な額となるよう8月の天引き額を調整し『平準化』を行っています。

これにより、4月・6月は前年度2月と同額を納め、8月からは年間保険料から4月・6月の仮徴収額を差し引いた額を4回に分けて納めます。

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年度2月分と同じ保険料額			年間介護保険料から4・6月の仮徴収分を差し引いて四分割した額 (8月端数切捨、10月端数加算)		

例) 平成24・25年度ともに所得段階が第4段階で、前年度2月の納付額が10,600円の時

前年度	平成 25 年度						年間保険料
2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
10,600円	10,600円	10,600円	9,500円	9,620円	9,600円	9,600円	59,520円

- ※ 仮徴収額と本徴収額に著しい差額が生じた人や、前年度に比べ、著しく所得段階が変更になった人、市外の施設入居者などは、前記の徴収方法に該当しない場合があります。
- ※ 今年度4月から特別徴収が始まった人の仮徴収額は、3月に通知しています。

〈普通徴収の人〉納付書または口座振替

年金が年額18万円未満の人や、老齢福祉年金の受給者等が対象になります。

☆年間介護保険料(12か月分)を、原則として7月から2月の8期に分けて納めます。

次の場合も、普通徴収になります。

- 65歳になったとき
- 他の市町村から転入したとき
- 収入申告のやり直し等で、所得段階が変更になったとき
- 年金担保、年金差し止め、現況届けの未提出等で年金が停止し、保険料の差し引きができなくなったとき

平成25年度より、コンビニエンスストアで納付できるようになりました。

これまで納入通知書と納付書を1冊綴りで送付していましたが、今年度より納付書が単票形式になります。従来どおりの1冊綴りでは、コンビニで納付対応ができないために変更しています。

納付書は、期別で納付する「第1期」～「第8期」の8枚を送ります。

なお、これまでと同様に納付書の裏面に記載している金融機関、近畿2府4県のゆうちょ銀行(郵便局)、市役所でも納付できます。

10月から特別徴収が開始される人(9月までは普通徴収)

前年度に65歳になった人や、転入した人等が対象になり、年間保険料(12か月分)を、次の6回に分けて納めます。

☆7月・8月・9月は納付書または口座振替で納め、10月・12月・2月は年金(年額18万円以上の老齢・退職を事由とする年金および遺族年金・障害年金)から徴収します。

介護保険料を口座振替で納めている人へ

平成25年度の介護保険料口座振替分について、1年間の振替状況を記載した通知書を、翌年1月に送付します。通知書が届くまでの間は、預貯金通帳で振替状況をご確認ください。

介護保険料の減免措置

災害や特別な事情等で、一時的に保険料の支払いが困難な人や、生活保護受給者と同様の経済状況にある人は、一定の条件に該当すれば、保険料が減免される場合があります。詳しくは、「介護保険課」までお問い合わせください。

介護保険料は、介護保険のサービスを利用している、していないにかかわらず、40歳以上の人は全員納めなければなりません(40歳～64歳は、医療保険料に含めて納めます。65歳以上は、医療保険料とは別に市町村に納めます)。

保険料の滞納がある場合は、その滞納期間に応じて、介護保険からの給付が一時差し止めになったり、1割の利用者負担が3割になる等の、措置がとられます。

今、介護のサービスを利用していない人も、今後、介護が必要になったときに、同じように措置がとられます。介護保険料は、必ず納めましょう。

〔介護保険課給付係 内線573〕



風しん予防接種費用の一部助成

都市部の風しんの流行で、県内でも感染者が急増しています。妊娠初期の女性が感染すると、赤ちゃんの目や耳に影響が出る可能性があります。妊婦と赤ちゃんを守るため、**平成25年4月1日にさかのぼり、平成26年3月31日まで**、風しんの予防接種費用の一部を助成します。

▷対象者

- 接種時に本市に住民登録がある19歳以上(平成7年4月1日以前生まれ)で妊娠を予定、または希望している女性
- 妊婦の配偶者
- 妊婦の同居家族
- ※妊娠中の女性、麻しん風しん混合ワクチン、または風しん単独ワクチンを2回接種済み、風しんにかかったことがある人は対象外。ただし、抗体が低い場合は対象になります。

※接種前1か月、接種後2か月は避妊が必要

▷ワクチンの種類と回数

麻しん風しん混合(MR)ワクチン及び、風しん単独ワクチンのどちらか一人1回限り

▷助成限度額

- 麻しん風しん混合ワクチン …6,000円
 - 風しん単独ワクチン …4,000円
- 被保護世帯と市民税非課税世帯の人は全額助成

接種後速やかに申請してください。最終償還手続きは平成26年4月10日まで。

▷償還払い申請時の持ち物

- 予防接種証明書および領収書の写し(予防接種の種別・接種年月日・接種金額・医療機関名・接種者氏名のわかるもの)
- 印鑑
- 振込口座(接種者本人名義)のわかるもの※本人名義でない場合は委任状必要
- 妊婦の母子健康手帳の写し(妊婦の配偶者および同居家族のみ)
- 本人の母子手帳等、風しんの予防

接種歴がわかるもの(ある人のみ)

なお、任意接種となりますので、健康被害が生じた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による救済の対象となります。

ご不明な点は、保健センターまでお問い合わせください。

親子クッキング教室 参加者募集

親子で、楽しく料理づくりにチャレンジしませんか。夏休みの思い出にぜひ、参加してください。

▷とき

- 第1回 8月1日(休)
- 第2回 8月22日(休)
- 午前10時から
- (受付:午前9時30分～9時45分)

▷ところ

中央公民館1階調理実習室

▷費用 無料

▷対象

小学3年生以上の子どもとその保護者15組

※子どもだけの参加もできます。

▷持ち物 エプロン、三角巾、

手ふきタオル、お茶

▷講師 市食生活改善推進員

▷申込方法 第1回は、7月26日(金)

まで、第2回は、8月16日(金)までに、保健センターへ電話または窓口へ。

※1回目に参加した人は、2回目の参加はできません。

ウェルカムベビー教室B ～知って安心!私らしく出産～

助産師・保健師・栄養士が、インターネットや本だけではわからないコツや、知って安心情報を伝えます。プレパパや家族の妊婦体験も大好評です。

▷とき 8月20日(火)

- 受付:午前9時15分～9時45分
- (正午に終了予定)

▷ところ 保健センター

※託児はありません。

▷内容

「知れば安心!出産のコツ」

▷対象 プレママ(妊婦)・プレパパ、

祖父母、家族になる人

▷**持ち物** 母子健康手帳、筆記用具、動きやすい服装で。

▷**申込方法** 保健センターへ電話または窓口へ。

奈良県高齢者 いい歯のコンクール募集

▷審査および表彰日時

- 10月3日(休)
- 正午～午後4時30分

▷審査会場

奈良県歯科医師会館
(奈良市二条町2丁目9-2)

▷応募資格

70歳以上で歯の健康な人(若干の欠損歯、かぶせ等可)

※第18回、第19回、第20回の最優秀の人は、応募できません。

▷応募方法

8月30日(金)までに、官製ハガキに郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、電話番号、生年月日、性別、年齢を書いて、奈良県歯科医師会・高齢者いい歯のコンクール係(〒630-8002奈良市二条町2丁目9-2)へ。

※8020達成者(満80歳で、20本の歯が残っている人)には認定証が授与され、最優秀者には後日、知事より賞状が授与されます。

※昼食は済ませて、参加してください。
[県歯科医師会 ☎0742-33-0861]

もぐもぐ教室 (妊婦交流会)

子どもの栄養と離乳食についての話、試食を行います。初めての子育てにとまどっているお母さん、ぜひ参加してください。

▷とき 8月23日(金)

- 午前9時45分～午前11時30分
- (受付:午前9時30分～)

▷ところ 保健センター

▷**内容** 子どもの栄養や離乳食の話・離乳食のデモンstration・試食

▷**対象** 平成25年2月・3月生まれの乳児(第1子)と保護者

第2子以上は要相談

▷持ち物 母子手帳・赤ちゃんに必





※検診等に関するお問い合わせは、保健センター(☎23-6661)へ

要なもの(オムツ・ミルク・バスタオル等)

▷**申込方法** 保健センターへ電話または窓口へ。

※必ず家族の人が、申し込んでください。

知って防ごう食中毒

細菌やウイルスなどが混入した食品をとることで起きる食中毒。その2割近くは家庭の食卓で起きています。高温多湿の気候が大きな原因で、細菌が繁殖するには絶好の環境です。

特に7月から9月に発生が増える

ので、注意が必要です。

家庭での食中毒予防の3原則は「つけない」「増やさない」「殺菌する」です。

食品、手、調理器具はしっかりきれいに洗いましょう。

常温で放置せず、冷蔵庫で保存しましょう。

食品内部まで十分火を通しましょう。中心温度75度以上1分以上の加熱が目安です。

子供や高齢者の場合は少量の菌でも重症化する傾向があるので、注意が必要です。

食中毒かもしれないと感じた時は、自己判断せず、脱水症状を防ぐた

めに水分補給し、医療機関を受診しましょう。



地場産野菜で

**簡単！
クッキング**

生揚げの忍び焼き



生揚げに香ばしい焦げ目をつけてみましょう、青ネギの風味もよく仕上がります。



食生活改善推進員
吉村 典子さん

材 料 (4人分)

- 生揚げ…………… 2枚
- 削りぶし…………… 5g
- 青ネギ…………… 2本
- しょうゆ…………… 小さじ2
- おろし生姜…………… 少々

《エネルギー 152kcal 塩分 0.4g》(1人分)

作り方

- ① 生揚げは横二つに切り、切り口の厚みに切れ目を入れて袋状にする。
- ② 削りぶしと青ネギの小口切りを合わせ、しょう油をかけて、①に等分に詰める。
- ③ よく熱した焼き網の上のせて中火でゆっくりと両面を焼く。(焼き網がなければフライパンで代用できます)
- ④ 食べやすい大きさに切って器に盛り、おろし生姜を添える。

〔大和高田市食生活改善推進員協議会〕

広告欄



市 税

第2期 固定資産税・都市計画税

☆納期限は7月31日(水)です

市税の納付について

市税は、皆さん自身が自主的に納期限までに納付する「自主納付」が基本です。納付場所は、従来の金融機関に加え、全国のコンビニエンスストアでも納めることができます。

また、納期限までに納付できない場合や、納税相談等は、早めにご連絡ください。

◎7月の出張窓口

日	場 所
7月24日(水)	東部子ども会館
7月25日(木)	西部文化センター
7月26日(金)	北ふれあいセンター

▷時間 午前9時30分～11時

口座振替にしませんか？

口座振替なら納め忘れがありません。安心・安全な口座振替をご利用ください。

▷申込方法 申込書、通帳、届出印を持って、金融機関の窓口へ。

▷振替日 各納期限月の月末(末日が休日・祝祭日の場合は、翌営業日)



国 保

平成25年度国民健康保険税納付書が届きます

国民健康保険税の納付書は、7月中ごろ、各家庭に届く予定です。7月から翌年2月まで、毎月(計8回)の納付となります。

※年金特別徴収の場合を除く。

7月31日は国民健康保険税第1期分の納期限です

国民健康保険税は、必ず納期限内に納めましょう。納めた国民健康保険税

は、皆さんが病気やケガをしたときの医療費や、介護保険を運営していくための大切な財源となります。納付が遅れると、国民健康保険事業の運営に、支障をきたすことになります。

納税には口座振替を

国民健康保険税の納付には、納め忘れの心配がない、口座振替を利用してください。申込手続は、市内金融機関または、保険医療課窓口まで。

納税相談に来てください

災害や失業・病気等、特別な理由で納期限内の納付が困難な人や、課税内容等に疑問のある人は、保険医療課まで来てください。

	医療保険分	支援金分	介護保険分
平等割額 (1世帯あたり)	25,000円	7,000円	7,300円
均等割額 (1人あたり)	26,000円	8,000円	9,200円
所得割 (所得割税率)	9.0%	2.0%	2.3%
賦課限度額	51万円	14万円	12万円

【国民健康保険税の決まり方】

申告所得－基礎控除(330,000円)
＝基準所得

基準所得×所得割税率＝所得割額

※前年中の所得が基準

※「申告所得」とは、前年中(1～12月)の所得

★全世帯に、医療分と後期高齢者支援金分が課税されます。満40歳以上満65歳未満の人には、介護保険分も課税され、従来の医療保険分の保険税と合わせ、1つの国民健康保険税としての納付となります。

★国民健康保険税の所得割の算定は、所得申告が基礎となって課税されます。必ず申告をしてください。

〔保険医療課 内線564〕



水 道

口座振替を利用の人へ

振替指定日は、2か月ごとの15日ま

たは27日です。預金不足などで振り替えてできなかった場合、次回に振り替えますので、入金をお願いします。

使用開始・中止のときは連絡を

無断で水道を使用すると、処罰の対象となります。事前に検針係へ届け出て、給水契約をしてください。

使用中止する場合も届け出て、料金の精算をしてください。

〔上下水道部 (水道部門)
☎ 52-1365
夜間・緊急時 ☎ 52-3901〕

※くれぐれも、おかけ間違いのないようにお願いします。



年 金

7月から受付が始まります

☆25年度の免除申請

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合、申請により、保険料の納付が免除される制度があります。

▷注意

●前年所得の審査があります。

午後6時まで時間延長

市民課窓口業務

▷7月の実施日

7月4日・11日・18日・25日(木)

▷時間 午後6時まで

▷取扱発行業務

- 住民票の写し
- 住民票記載事項証明書
- 印鑑登録証明書
- 戸籍謄本・戸籍抄本

※発行業務のみです。転入・転出、印鑑登録・廃止などの業務は行いません。

〔市民課 内線 526・527〕

●保険料免除申請は、保険料の全額が免除される全額免除、保険料の一部を納め、残りの保険料が免除される3/4納付、半額納付、1/4納付があります。また、30歳未満の人には、若年者納付猶予制度があります。

●3/4納付、半額納付、1/4納付の承認を受けた場合、その一部の保険料を納付しないと、その承認期間は保険料未納期間となります。

●追納する場合の保険料額は、免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、経過期間に応じた加算額が、上乘せされます。

※退職により納付が困難な場合は、雇用保険被保険者離職票を持ってきてください。

▷承認期間 7月～翌年の6月

▷審査結果 後日郵送で通知

▷申請先 市役所市民課年金係
(印鑑を持参)

〔 市民課年金係 内線528・529
大和高田年金事務所 ☎22-3531 〕



児童福祉

受給申請をお忘れなく

「児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当」

※すでに受給している人は、受給申請不要。(ただし、受給している人でも毎年の現況届出等は必要です。)

【児童手当】

▷支給対象者

中学校卒業までの児童(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)を養育している人

▷手当月額(児童1人あたり)

●3歳未満 15,000円

●3歳以上小学校修了前 10,000円
(3子以降は15,000円)

●中学生 10,000円

*申請者の所得が所得制限限度額

以上の場合、児童の年齢等に関わらず月額一律5,000円を支給。

*児童が生まれた時、受給者が引越した時、公務員でなくなった時等はすみやかに届出をしてください。

【児童扶養手当】

▷支給対象者

父または母と生計を共にしていない家庭、または、父または母に一定の障がいがある家庭で、児童(18歳になった年度の3月31日までの間にある人)を養育している父または母、もしくは父母にかわって養育している人

▷手当月額

所得制限により、次のいずれかの額になります。(児童1人の場合)

●41,430円(全部支給)

●9,780円～41,420円(一部支給)

*受給者、配偶者、扶養義務者などの収入が、限度額以上の場合は支給されません。受給者が公的年金を受けている場合は、申請できません。

【特別児童扶養手当】

▷支給対象者

20歳未満の、身体または精神に重度または中度以上の障がいのある児童を家庭(児童施設等入所児童を除く)で養育している父母または、父母にかわって児童を養育している人

▷手当月額(児童1人あたり)

●1級50,400円

●2級33,570円

*受給者、配偶者、扶養義務者などの収入が、限度額以上の場合は支給されません。

*上記の3手当の要件に該当する人は、児童福祉課で申請してください。原則、申請した翌月分からの支給となります。(要件に該当していても、手続きが遅れると申請月以前の手当は支給されません。)

*必要書類等詳細は児童福祉課にお問い合わせください。窓口来庁の際は、本人確認できるもの(免許証、保険証等)を持って来てください。

〔児童福祉課 内線567〕

クリーンセンター 土曜開場日

▷7月の開場日 27日

▷時間 午前9時～午前10時30分まで(祝日と同じ)

▷業務内容 可燃、不燃(粗大ゴミ含む)の持込みゴミの受入れのみ

〔クリーンセンター企画整備課

☎52-1600〕

ご利用ください

☆☆ 夜間窓口 ☆☆

昼間、納付が困難な人や納付・納税相談が必要な人は、ご利用ください。時間は午後5時15分～8時です。

● 固定資産税・都市計画税 市県民税、軽自動車税窓口

▷とき 7月25日(木)

▷ところ 市役所2階 収納対策室
☎ 22-1108 (夜間窓口専用)

● 国保税窓口

▷とき 7月25日(木)

▷ところ 市役所1階 保険医療課
☎ 22-1105 (夜間窓口専用)

● 水道料金窓口

▷とき 8月7日(木)【次回予定9月4日(木)】

▷ところ 上下水道部料金係
☎ 52-1366 (夜間窓口専用)

※4か月(2回分)滞納すると、自動的に給水停止の対象者になります。

申込方法：預貯金通帳、届出印、納付書または使用水量のお知らせ等を持って、金融機関、郵便局または各担当課窓口へお越しください。

詳しくは、各担当課までお問い合わせください。



参加しませんか

■リバーウォッチング

- ▷とき 8月4日(日) 午前9時30分～11時30分 (受付:午前9時から)
- ▷ところ 大中公園(雨天の場合は、中央公民館2階講座室)
- ▷内容 身近な川の生き物などの観察
- ▷対象 小中学生(小学生は、なるべく保護者同伴で。中学生は1人でも参加可)
- ▷定員 50名
- ▷持ち物 筆記用具、長靴、帽子、タオル、トレイ、家庭用ザル、持っている人はピンセット、虫眼鏡
※濡れてもよい服装で参加してください。
- ▷申込方法 7月16日(火)～7月26日(金)までに、電話で環境衛生課へ
〔環境衛生課 内線281〕

■楽しいみんぞくの学習と交流

- みんぞくの広場—未来—(夏のつどい)
- ▷とき 7月18日(木) 午後2時～4時 (受付:午後1時30分～)
- ▷ところ さざんかホール 3階レセプションホール
- ▷テーマ ホットと一息 みんぞくマグカップ
- ▷内容 白い陶器のマグカップに、専用マジックで、自分のルーツ・民族に由来する絵や文字などを描きます。カップにお湯をそそぐだけで、絵が定着します。自作のカップで、いろんな民族のお茶なども試飲できます。
- ▷民族講師 キム・カンヂャ(金康

- 子)さん 梅玉婷(メイ イウティン)さん 淡路 Alicia Vinson(アワジ アリシア ビンソン)さん
- ▷対象 市内在住で、学齢期にある外国籍の子ども、両親のどちらかが外国籍の子ども、両親またはどちらかが日本国籍の取得者の子ども
- ▷申込方法 市内各小・中学校、市立中央公民館、さざんかホール、葛城コミュニティセンター、市立図書館、青少年会館、市学校教育課、市人権施策課にある申込用紙を書いて、7月11日(木)までに、各学校または、市役所2階学校教育課(〒635-8511 大中100-1)へ郵送、または持参してください。※土・日曜日は除く。

〔学校教育課 内線154〕

■夏の星座 家族ふれあい教室

- ▷とき 8月9日(金) 午後6時30分～8時30分 (受付:午後6時～)
- ▷ところ 総合福祉会館 3階研修室・屋上
- ▷内容 夏の星座にまつわる話と観測
- ▷対象 市内在住の小・中学生とその家族50組
- ▷持ち物 筆記用具・懐中電灯
- ▷申込方法 電話(☎23-1322)またはFAX(☎23-2344)で、8月7日(水)までに青少年センターへ。
〔青少年センター ☎23-1322〕

■つどいの広場「にここ広場」

- ▷とき 8月7日(水) (月1回)
午前10時から

- ▷ところ 児童館2階 ※駐車場はありません。
- ▷対象 平成24年7月1日～9月30日生まれ
- ▷定員 10組の親子 ※申込多数の場合は、抽選
- ▷申込方法 往復はがきに子どもと保護者の名前(ふりがな)・生年月日・住所・電話番号を書いて、7月20日(土)【必着】までに児童館(〒635-0036 旭北町4-34)へ。

〔児童館 ☎22-4150〕

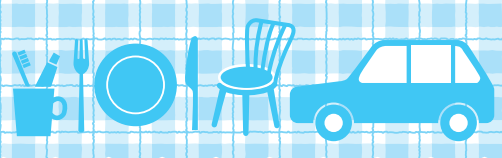
■夏休み「さをり織り」体験

- ▷とき 7月23日(火)、24日(水)の、午前10時～正午 午後1時～3時
- ▷ところ 総合福祉会館 2階多目的室
- ▷対象 市内在住の小中学生
- ▷定員 各10名 ※申込多数の場合は、抽選
- ▷費用 実費 ※作品の大きさにより異なります。30cmで300円程度
- ▷申込方法 7月17日(水)までに、電話で総合福祉会館へ。
〔総合福祉会館 ☎23-0789〕

開催します

■天満診療所健康教室

- ▷とき 7月18日(木) 午後1時～2時
- ▷ところ 天満診療所
- ▷テーマ 「夏の胃腸トラブル」
- ▷講師 医師 梅本 典江
〔天満診療所 ☎52-5357〕



市役所…(22) 1101 総合福祉会館…(23) 0789 シルバー人材センター…(52) 0115 総合体育館…(22) 8862
 中央公民館…(22) 1315 保健センター…(23) 6661 高田消防署…(25) 0119 さくら荘…(23) 4126
 図書館…(52) 3424 クリーンセンター…(53) 5383 さざんかホール…(53) 8200 総合公園…(52) 4700
 水道部門…(52) 1365 市立病院…(53) 2901 社会福祉協議会…(23) 5426 誠心センター…(23) 8001
 青少年課…(23) 1322 高田警察署…(22) 0110 下水道課…(52) 1258

ご注意ください！電話番号はきちんと確認してからかけましょう。

■市内3中学校吹奏楽部定期演奏会

▷とき 7月21日(日)午後1時30分～
 (開場:午後1時)
 ▷ところ さざんかホール
 ▷内容 市内3中学校の、吹奏楽部による演奏
 [高田中学校 ☎22-0851]

■介護支援専門員実務研修受講試験の受験案内を配布

介護保険課では、10月13日(日)に実施される「平成25年度奈良県介護支援専門員実務研修受講試験」の受験案内を配布しています。
 ▷対象 保健・医療・福祉分野で、一定期間以上の実務経験のある人
 【介護保険課 内線539】

児童虐待？迷わずに連絡を！

- 市児童福祉課(家庭児童相談室) ☎23-1195
- 県中央こども家庭相談センター ☎0742-26-3788
- 県高田こども家庭相談センター ☎22-6079

■地域ふれあい土曜塾

講座・講師(敬称略)	とき	ところ
陶芸 (表 啓充、弓場一郎)	7月6日(土) 午後1時30分～	市立中央公民館
さつまいも植え (弓場一郎、周木昌子)	7月7日(日) 午前10時30分～	菅原公民館
キッズ囲碁 (吉村芳俱、西岡正浩、弓場一郎)	7月20日(土) 午後1時30分～	市立中央公民館
大和たかだ 太鼓 (松本弘昭、表 泰憲)	7月21日(日) 午前10時30分～	ときめき高田朝市前 集合
宿題やろうよ！押し絵・はり絵 (仲本八寿、田中奈奈)	7月27日(土) 午後1時30分～	市立中央公民館

※ときめき高田朝市は、総合公園北側駐車場横にあります。(場所が分からない人は、集合時間の30分前までに中央公民館前へ集合してください)
 ※各講座に必要な持ち物など、詳しくは生涯学習課(☎53-6264)へ。
 ▷対象 5歳～18歳 ※囲碁は7歳以上
 ▷定員 各講座とも50名
 ▷費用 無料(陶芸のみ粘土代600円)、保険料1回20円
 ◎ふれあい教室生徒募集中
 学習や異世代交流をとおして、子供た

お知らせ

■使用済みの食用油の回収

▷7月の回収日 7月22日(月)

午前9時15分～9時30分	陵西校区公民館
午前9時45分～10時	橘町集会場前
午前10時15分～10時30分	築山公園前
午前10時45分～11時	高田青年会館(高田コミュニティセンター)
午前11時15分～11時30分	曙町青少年会館(東部こども会館)
午前11時45分～正午	片塩幼稚園東側道路
午後1時15分～1時30分	総合体育館
午後1時45分～2時	大和ガス南側道路
午後2時30分～2時45分	市立菅原公民館
午後3時～3時15分	ネオンシティ大和高田正面玄関前
午後3時30分～3時45分	葛城コミュニティセンター
午後4時～4時15分	春日町会館前

◎環境衛生課【市役所別棟1階】では毎日回収しています(土・日・祝日を除く)。
 ◎さざんかストリートの「生活雑貨ささおか」で回収しています。ご利用ください。
 ◎油の入ったビンやカンは、リサイクルできないため、処理が困難です。
 使用済み食用油は、固めずに、食用油の容器(ペットボトル容器)などに入れて持ってきてください。
 【クリーンセンター ☎52-1600】

7月のし尿収集予定

日程は都合により、変更になることもありますので、ご了承ください。(地区名は、一部通称名を使用しています)

日曜	収集区域
1月	大谷、北角、敷島町、出、秋吉住宅、奥田県住
2火	敷島町、奥田、吉井、根成柿
3水	敷島町、根成柿、吉井、旭北町、本郷町
4木	根成柿、吉井、秋吉、藤森、池尻、築山
5金	東中1・2丁目、春日町1・2丁目、西坊城、出、三和町、神楽、日之出西・東本町、有井
6土	東雲町、土庫住宅、有井、日之出町
8月	東中、南本町、北片塩町、磯野、出、勝目、田井、松塚、土庫1・2・3丁目、大東町、花園町
9火	大中南、大中北、磯野西、曙町、材木町、昭和町
10水	新田、岡崎、中町、池田、領家
11木	北市場、野口、西代
12金	市場、有井、出屋敷
16火	西三倉堂1・2丁目 中三倉堂1・2丁目 西町 内本町 有井
17水	西三倉堂1・2丁目 中三倉堂1・2丁目 甘田町 曾大根
18木	敷島町、西三倉堂1丁目、甘田町
19金	曾大根、南陽町
22月	蔵之宮町、大中東
23火	甘田町、蔵之宮町、栄町
24水	今里、旭北町、旭南町
25木	北片塩町、東三倉堂町、旭北町
26金	築山、南今里町、中今里町、片塩町、永和町
29月	築山、永和町、磯野南町、磯野東町、片塩町
30火	築山、本郷町、北本町、高砂町、永和町、内本町

●トラブルを避けるためにも立会をお願いします。
 ●し尿くみ取りの妨げになるペット類・鉢植えなどは、作業場所・通路に置かないようお願いします。
 ●転居の場合は、それまでの手数料を清算し、くみ取り登録を廃止してください。そのままにすると転居後におこなわれたくみ取り手数料が請求されます。また、世帯主などに変更があった場合も、届け出が必要です。
 ●人員に異動のあるとき、浄化槽および下水道に切り替えたときも市役所環境衛生課までご連絡ください。
 ●臨時くみ取りは、作業日の調整が必要ですので、委託業者〈おおよまと環境整美事業協同組合☎52-2982〉〈大和清掃企業組合☎52-3372〉に直接申し込んでください。

参加しませんか

●9月開講公共職業訓練生募集

技術を身につけて、早期再就職を

▷訓練科名 機械CAD科、住宅リフォーム技術科、テクニカルオペレーション科

▷対象 就業を希望している人

▷訓練期間

●機械CAD科、住宅リフォーム技術科 平成25年9月～平成26年2月(6か月)

●テクニカルオペレーション科 平成25年9月～平成26年3月(7か月)

▷訓練場所 ポリテクセンター奈良 (橿原市城殿町433)

▷募集期間 平成25年7月1日～8月2日

[ポリテクセンター奈良

☎0744-22-5226]

●応急手当体験のご案内

応急手当の方法を学びませんか?

▷とき 8月3日(土)

午前10時～午前11時30分
(予備日 8月4日(日))

▷ところ 高田消防署

▷対象者 小学生の子どもとその保護者

▷定員 20組

※保護者1名に対して、子ども3名まで参加可能

▷参加費 無料

▷申込方法

7月8日(月)午前8時30分～7月21日(日)午後5時15分までに、高田消防署救急係へ電話

※募集定員になり次第、締切

[高田消防署救急係 ☎25-0119]

●パパと遊ぼう会・ママの離乳食作り

▷とき 7月14日(日)

午前10時～正午

▷ところ

オークタウン4階 ママの里

子育てステーション

オークタウン4階 ロイヤルクイーン

料理教室

▷内容 父親が0歳の子どもと関わ

る体験、大人の料理と一緒に離乳食作りなど

▷対象 生後2か月～12か月の子どもとその親

▷定員 15組 ※先着順

▷費用 500円 ※申込み時に必要

▷申込方法 7月10日(水)までに、オークタウン子育てステーション(月～土曜日 午前9時30分～午後2時30分)へ。

◎ママの里 お助けマン募集・説明会

子育て支援、家事支援をする「お助けマン」を募集しています。運転免許のある人で、性別・年齢は問いません。

「お助けマン」説明会

▷とき 7月10日(水) 午前9時30分～10時30分

▷ところ オークタウン4階 子育てステーション

いずれも詳しくは、NPO法人ママの里 田丸まで。

[NPO法人ママの里

田丸 ☎22-1438]

●アジアの文字をテーマにパラパラ漫画を作ろう!

大和高田 ^{ケグリ}개구리 ^{オリニ}어린이

「ケグリ」とは「蛙」、「オリニ」とは「子ども」という意味です。

▷とき 7月21日～9月1日(8月18日は除く) 毎週日曜日

午後1時～2時(6回シリーズ)

▷ところ 大和高田ケグリ・オリニ会(花園町バス停すぐ)

▷内容 アジアのいろいろな言葉をテーマにパラパラ漫画を作ります。ある文字から異なる文字に変化する、とてもおもしろい動画ができます。パラパラ漫画は、アニメーションの基となる画・手法です。

▷対象 子どもから大人まで、どなたでも参加できます。

▷参加費 各回2,000円

▷持ち物 筆記用具

▷申込方法 1週間前までに、FAXまたは往復ハガキで申し込みください。FAX・郵便以外の受付、返信はおこなっていません。

▷連絡先 キム・カンチャ(金康子)
〒635-0003 土庫726-2
FAX 52-0402

●夏休み科学実験教室の参加者募集

▷とき 8月10日(土) ①午前10時～11時30分 ②午後1時～2時30分

▷ところ 高山サイエンスプラザ4階(学研北生駒駅よりバス、サイエンスプラザ下車)

▷内容 「カメラや距離計をつくって、光の不思議を感じてみよう」

▷参加費 1人500円

▷対象 小学生 ※保護者同伴

▷定員 各回30人 ※多数の場合、抽選

▷申込方法 メール(kagaku@science-plaza.or.jp)、FAX

(0743-72-5819)、ハガキ(〒630-0101、生駒市高山町

8916-12)で、「夏休み科学実験教室」、希望時間(第2希望まで)、参加者氏名(フリガナ)、校名、学年、住所(郵便番号)、メール、FAX、電話番号を書いて、7月

22日(月)【必着】までに奈良先端大支援財団へ。

※当選者のみ、7月31日(水)までに通知。

[奈良先端大支援財団

☎0743-72-5815]

開催します

●なら男女共同参画週間イベント2013

「あなたとわたしが奈良を元気に～ワークライフバランスを考えよう～」

▷とき 7月5日(金)～7日(日)

午前10時から午後4時

▷ところ 県女性センター(奈良市東向南通6番地)

▷内容 「男女共同参画」をテーマとした記念講演、劇、紙芝居、ワークショップなど ※いずれも

申込不要・無料

[県女性センター総務係

☎0742-27-2300]

●企業合同説明会「ならジョブカフェ」

- ▷とき 8月6日(火) 午前11時～午後4時 (受付:午前10時30分)
▷ところ 県文化会館
▷対象者 おおむね35歳未満および26年卒業予定の人
▷参加企業数 約40社
[ならジョブカフェ
☎0742-20-2210]

●鼻に関する講演会と無料相談

- ▷とき 8月8日(木) 午後2時～4時
▷ところ 県中小企業会館(奈良市登大路町38-1)
▷講演 「鼻の病気-鼻アレルギー、慢性副鼻腔炎など」
(講師:県立医科大学耳鼻咽喉・頭頸部外科学教室 教授 細井裕司)
▷無料相談 鼻を含め耳鼻咽喉科全般に関する相談(担当医師:耳鼻咽喉科専門医)
※事前予約不要
※詳しくは、お問い合わせください。
[県医師会耳鼻咽喉科部会事務局

☎0744-22-8502]

お知らせ

●自衛官等の募集

- ▷募集種目 自衛官候補生(陸・海・空自衛隊)、一般曹候補生(陸・海・空自衛隊)、航空学生(海・空自衛隊)
※受験資格・試験日等、詳しくは、自衛隊橿原地域事務所へ。
[自衛隊橿原地域事務所
☎0744-29-9060]

●放送大学10月生募集

- テレビやラジオ、インターネットを通して学ぶ通信制の大学です。※心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など
▷出願期間 8月31日(金)まで
詳しい資料は、下記まで放送大学ホームページでも受け付けています。
[放送大学奈良学習センター
☎0742-20-7870]

●「犯罪被害者支援」のボランティア募集

- 犯罪被害者支援に携わるボランティア支援員(第7期)を募集します。
▷募集期間 7月1日(月)～31日(木)
▷定員 約20名
※応募資格・申し込み方法など、詳しくは下記へ。(土・日・祝日除く午前10時～午後4時)
[なら犯罪被害者支援センター
事務局 ☎0742-26-6935]

広告欄

広告欄